

「自治体憲法」創出の地平と課題

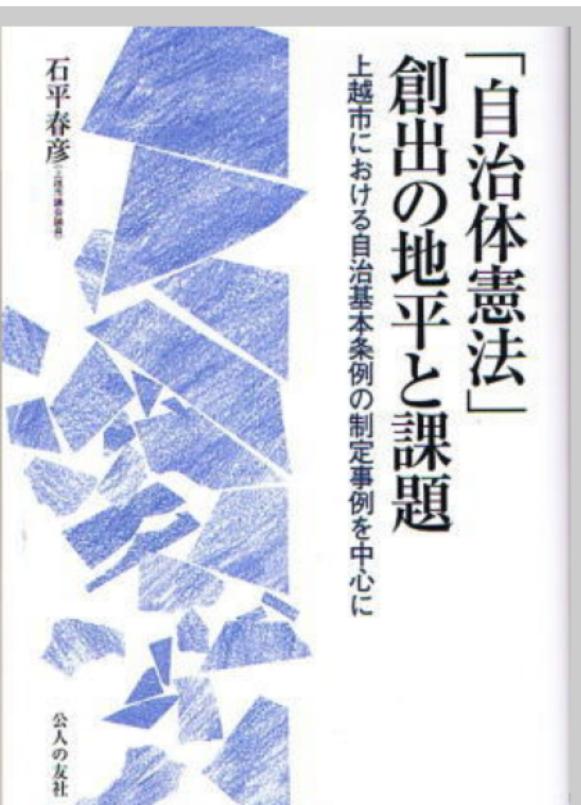
上越市における自治基本条例の制定事例を中心に

石平春彦(上越市議会議員) 著

公人の友社

定価(本体2,000円+税)

2008年12月25日発行



日本の地方分権改革は、21世紀に入り、新たな市民自治の質を伴いながら、大きなうねりとなって着実に前進している——。

それは、国政の流れを肯定的に捉えてのことではない。三位一体改革や平成の大合併における国(「お上」)からのかけ声に翻弄され、一段落した今、期待と現実との落差に悲観している立場からは、見えてこない光景かもしれない。あるいは、これとは反対の立ち位置から、政治を常に評論的に批判し斜め見してきた立場からも、同様のことが言えるだろう。

しかし、時代と切り結ぶにあたって、どこまでも主権者である市民に依拠し、市民の可能性を信じ、市民自治を拡充することに力を注いできた立場からは、未来への希望と自らの更なる決意をこめて、そのように映ることも、また疑いのない事実なのである。

その象徴的な動きが、全国で澎湃とわき起こっている、いわゆる「自治体の憲法」と言われる「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」の制定の取組(運動)である。

本小論は、その取組の全国的な動向と主要事例を概括しながら、現時点での到達点とも言える上越市の事例を具体的に取り上げることによって、自治の現場から自治体憲法創出の地平と課題を明らかにし、更なる市民自治の深化(進化)と拡充、引いては地方分権改革の進展に寄与しようとするものである。

「はじめに」より

目 次